

第1回山形県国民健康保険運営協議会での意見等への対応について

No.	該当頁	ご意見等	対応等														
6	18	保険料と保険税の違いが分かるようにしていただきたい。	<p>「(1)保険税と保険料」の後に、次の表を追加させていただきます。</p> <p>表 : 保険税と保険料の主な違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国民健康保険料</th> <th>国民健康保険税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>国民健康保険法</td> <td>地方税法</td> </tr> <tr> <td>賦課（課税）権の 期間制限</td> <td rowspan="2">2年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>徴収権・還付請求権の 消滅時効</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>徴収権の優先順位</td> <td>国税及び地方税に次ぐ</td> <td>国税及び地方税と同順位</td> </tr> </tbody> </table>		国民健康保険料	国民健康保険税	根拠法令	国民健康保険法	地方税法	賦課（課税）権の 期間制限	2年	3年	徴収権・還付請求権の 消滅時効	5年	徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ	国税及び地方税と同順位
	国民健康保険料	国民健康保険税															
根拠法令	国民健康保険法	地方税法															
賦課（課税）権の 期間制限	2年	3年															
徴収権・還付請求権の 消滅時効		5年															
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ	国税及び地方税と同順位															